

第5章 今後の進め方

このたびの大綱で、税制調査会は年度税制改正だけでなく、第1章では基本的考え方、第3章では中長期的な改革の方向性も示しました。

今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋、社会保障制度改革、真の地域主権に向けた国・地方の役割分担や地方消費税も含めた地方税制のあり方、低炭素社会の実現に向けた取組に関する政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく必要があります。

そのためには、このたびの大綱を踏まえ、さらに議論を深掘りする必要があります。

議論を深掘りするに当たっては、過去の経験からも学ぶ必要があります。その意味で80年代以降の内外の税制改革の総括も必要です。

そのため、第2章で述べた通り、専門家委員会を近日立ち上げ、税制全般にわたり詳細な検討を進めます。専門家委員会の議論には政治家も加わります。専門家委員会には、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの全体像について助言を求めていくこととなりますが、それに当たっては、80年代以降の世界的潮流の中での内外の税制改革を総括しつつ、検討すべき課題を見出していきたいと考えています。そうした課題の中には、給付付き税額控除の制度設計や国際課税などの実務的・技術的な検討課題もあります。

税制調査会は、専門家委員会のこうした助言を受けながら、内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民の皆様にお示しします。

同時に、国民を代表する政治家が各々国民と議論を交わし、国民の納得を得た上で、工程表に基づき税制の抜本改革を実現します。

【別紙 1】

租税特別措置の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で 241 項目）の全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として 3 年以下の期限を付して存続させることを検討する。

なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。

- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則

を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

(別添)

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。

 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。

 - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

【別紙2】

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置（10年超）
 - ② 適用件数が少ない措置（100件未満）
 - ③ 適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

以上

【別紙3】

租特透明化法案（仮称）の概要

1. 目的

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

2. 対象とする租税特別措置

対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（租税特別措置法の条番号により特定）とする。

3. 適用額明細書の提出義務

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置（増収効果のあるもの等を除く。）の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用する。）

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、法人税関係特別措置を適用しないこととする。

（注）「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額（税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等）等必要な事項を記載した一覧表をいう。

4. 適用実態調査の実施

（1）財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査する。

(2) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

5. 報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、上記4.の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

6. 適用実態調査情報の提供

行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報（以下「適用実態調査情報」という。）の提供を求めることができることとする。

7. 適用実態調査情報の管理・利用制限

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査情報を適正に管理することとし、適用実態調査情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。

また、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。

【別紙 4】

地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要

- 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のような措置を講ずる。

1. 対象

- (1) 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの
- (2) 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

2. 適用実態の把握等

上記1. (1)については、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調書など）等により、その適用実態を把握し、上記1. (2)については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。

3. 報告書の作成と国会への提出

総務大臣は、毎会計年度、上記2. により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

4. 財務大臣の情報提供等

総務大臣は、上記2. の適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。

【別紙5】

(単位：円)

車 種		車検 期間		自家用	営業用	
検 査 自 動 車	乗 用 自 動 車		3年	車両重量0.5tごと	15,000	—
			2年	〃	10,000	—
			1年	〃	5,000	2,700
	バ ス		1年	車両総重量1tごと	5,000	2,700
	ト ラ ッ ク	車両総重量	2年	〃	10,000	5,400
		2.5 t 超	1年	〃	5,000	2,700
		車両総重量	2年	〃	7,600	5,400
		2.5 t 以下	1年	〃	3,800	2,700
	特 種 車		2年	〃	10,000	5,400
			1年	〃	5,000	2,700
	小 型 二 輪		3年	定 額	6,600	4,800
			2年	〃	4,400	3,200
			1年	〃	2,200	1,600
	検 査 対 象 軽 自 動 車		3年	〃	11,400	—
			2年	〃	7,600	5,400
1年			〃	3,800	2,700	
届出 軽自 動車	検 査 対 象 外	二 輪 車	—	〃	5,500	4,300
		そ の 他	—	〃	11,300	8,100

【別紙 6】

租税に関する罰則の見直し（国税関係）

1. 脱税犯

<条文等（現行）>	<改正案>	（現行）
<p>○遁脱・不正還付犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税法 238 条、法人税法 159 条、相続税法 68 条、地価税法 39 条、消費税法 64 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 1,000 万円以下（※1） ・所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るもの（所得税法 172 条）を加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5 年以下 ・罰金 500 万円以下（※1）
<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法 239 条 1 項（源泉所得税の納税義務者）・244 条 2 項 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1） ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3 年以下 ・罰金 50 万円以下（※1）
<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法 55 条、たばこ税法 28 条、たばこ特別税法 21 条、揮発油税法 27 条、地方揮発油税法 15 条、石油ガス税法 28 条、石油石炭税法 24 条、租税法 90 条の 7 第 1・2 項、輸徴法 23 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5 年以下 ・罰金 50 万円以下（※2）
<ul style="list-style-type: none"> ・航空機燃料税法 20 条・22 条、電源開発促進税法 13 条・15 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1） ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1）
<ul style="list-style-type: none"> ・印紙税法 22 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1 年以下 ・罰金 20 万円以下（※2）
<p>○無免許製造犯等（酒税法 54 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5 年以下 ・罰金 50 万円以下（※2）
<p>○源泉所得税不納付犯（源泉徴収義務者）（所得税法 240 条・244 条 2 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10 年以下 ・罰金 200 万円以下（※1） ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1）

○滞納処分免脱犯		
・国税徴収法 187 条 1・2 項 (納税者・その財産を占有する第三者)	・懲役 3 年以下 ・罰金 250 万円以下	〔・懲役 3 年以下 ・罰金 50 万円以下〕
・国税徴収法 187 条 3 項 (行為の相手方)	・懲役 2 年以下 ・罰金 150 万円以下	〔・懲役 2 年以下 ・罰金 30 万円以下〕

(※1) 脱税額が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額が罰金刑の上限となる。

(※2) 脱税額の 3 倍が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額の 3 倍が罰金刑の上限となる。

2. 秩序犯

【申告書不提出犯】

<条文等 (現行)>	<改正案>	(現行)
・所得税法 241 条、法人税法 160 条、相続税法 69 条、地価税法 40 条、消費税法 66 条、酒税法 56 条	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下 ・申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を含める。	〔・懲役 1 年以下 ・罰金 20 万円以下〕
・たばこ税法 29 条	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金 20 万円以下〕
・揮発油税法 28 条 1・2 号、石油ガス税法 29 条 2・3 号、航空機燃料税法 21 条 1 号、石油石炭税法 25 条、電源開発促進税法 14 条 1 号	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は料料 10 万円以下〕
・印紙税法 24 条	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は料料 5 万円以下〕

【検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯等】

<条文等 (現行)>	<改正案>	(現行)
○検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等		
・所得税法 242 条、法人税法 161 条・162 条、相続税法 70 条、地価税法 41 条、消費税法 65 条、租特法 42 条の 3 第 1 項 (特定口座等)、国外送金法 7 条	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役 1 年以下 ・罰金 20 万円以下〕
・消費税法 68 条、国税徴収法 188 条	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金 10 万円以下〕
・租税法約実施特例法 13 条 1 項	・懲役 6 月以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役 6 月以下 ・罰金 20 万円以下〕

・租特法 66 条の 4 第 12 項・68 条の 88 第 11 項 (国外関連取引)	・罰金 30 万円以下	〔・罰金 10 万円以下〕
・国税通則法 126 条	・罰金 30 万円以下	〔・罰金 3 万円以下〕
○検査忌避犯、記帳義務違反等 ・酒税法 59 条、たばこ税法 30 条、たばこ特別税法 22 条、航空機燃料税法 21 条 2・3 号、電源開発促進税法 14 条 2・3 号	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 10 万円以下 (たばこ税及びたばこ特別税は罰金のみ)〕
・酒税法 60 条、揮発油税法 29 条、地方揮発油税法 15 条の 2、石油ガス税法 30 条、石油石炭税法 26 条、租特法 90 条の 7 第 4 項、輸徴法 24 条	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 5 万円以下〕
・印紙税法 25 条 1・3・4 号	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 3 万円以下〕
・清酒業等安定法 18 条	・罰金 50 万円以下	〔・罰金 10 万円以下〕
・納税貯蓄組合法 14 条	・過料 10 万円以下	〔・過料 5 万円以下〕

【その他】

< 条文等 (現行) >	< 改正案 >	(現行)
○無免許販売業犯等 (酒税法 56 条、租特法 87 条の 8 第 5 項)	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役 1 年以下 ・罰金 20 万円以下〕
○免税物品の不正譲受渡犯等 (消費税法 67 条、日米相互協定臨特法 5 条 5 項)	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金 20 万円以下〕
○免許条件違反犯等 (酒税法 58 条)		
○免税用途外消費 (揮発油税法 28 条 3 号、石油ガス税法 29 条 1 号、租特法 90 条の 7 第 3 項)	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 10 万円以下〕
○免税物品の不正譲受渡犯 (日米地位協定臨特法 11 条 3 項)		
○納付印等密造犯 (印紙税法 23 条)		
○届出書等不提出犯 (印紙税法 25 条 2 号)	・罰金 30 万円以下	〔・罰金又は科料 3 万円以下〕
○印紙不消印犯等 (印紙税法 26 条)	・罰金 30 万円以下	〔・罰金又は科料 1 万円(注)以下 (注) 罰金等臨時措置法により 2 万円〕
○監督命令違反犯等 (清酒業等安定法 19 条)	・過料 10 万円以下	〔・過料 1 万円以下〕

3. 税務職員の守秘義務違反（秘密漏洩）の罪

<条文等（現行）>	<改正案>	（現行）
<p>○秘密漏洩 （所得税法 243 条、法人税法 163 条、相続税法 72 条、地価税法 42 条、消費税法 69 条、租特法 42 条の 3 第 3 項（特定口座等）、租税条約実施特例法 13 条 2 項、国外送金法 8 条）</p>	<p>・懲役 2 年以下 ・罰金 100 万円以下</p>	<p>〔・懲役 2 年以下 ・罰金 30 万円以下〕</p>
<p>○【新設・削除】</p>	<p>国税通則法に、国税の調査に関する事務に従事している職員（従事していた職員を含む。）の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設け、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現在その規定がない間接税等の調査に関する事務、国税の犯則事件の調査及び国税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含める。</p>	

（法律名の略称）

「たばこ特別税法」：一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

「輸徴法」：輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

「租特法」：租税特別措置法

「国外送金法」：内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

「租税条約実施特例法」：租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

「日米地位協定臨特法」：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

「日米相互協定臨特法」：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

「清酒業等安定法」：清酒製造業等の安定に関する特別措置法

【参考資料】

所得税の税率の推移(イメージ図)

○ 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。

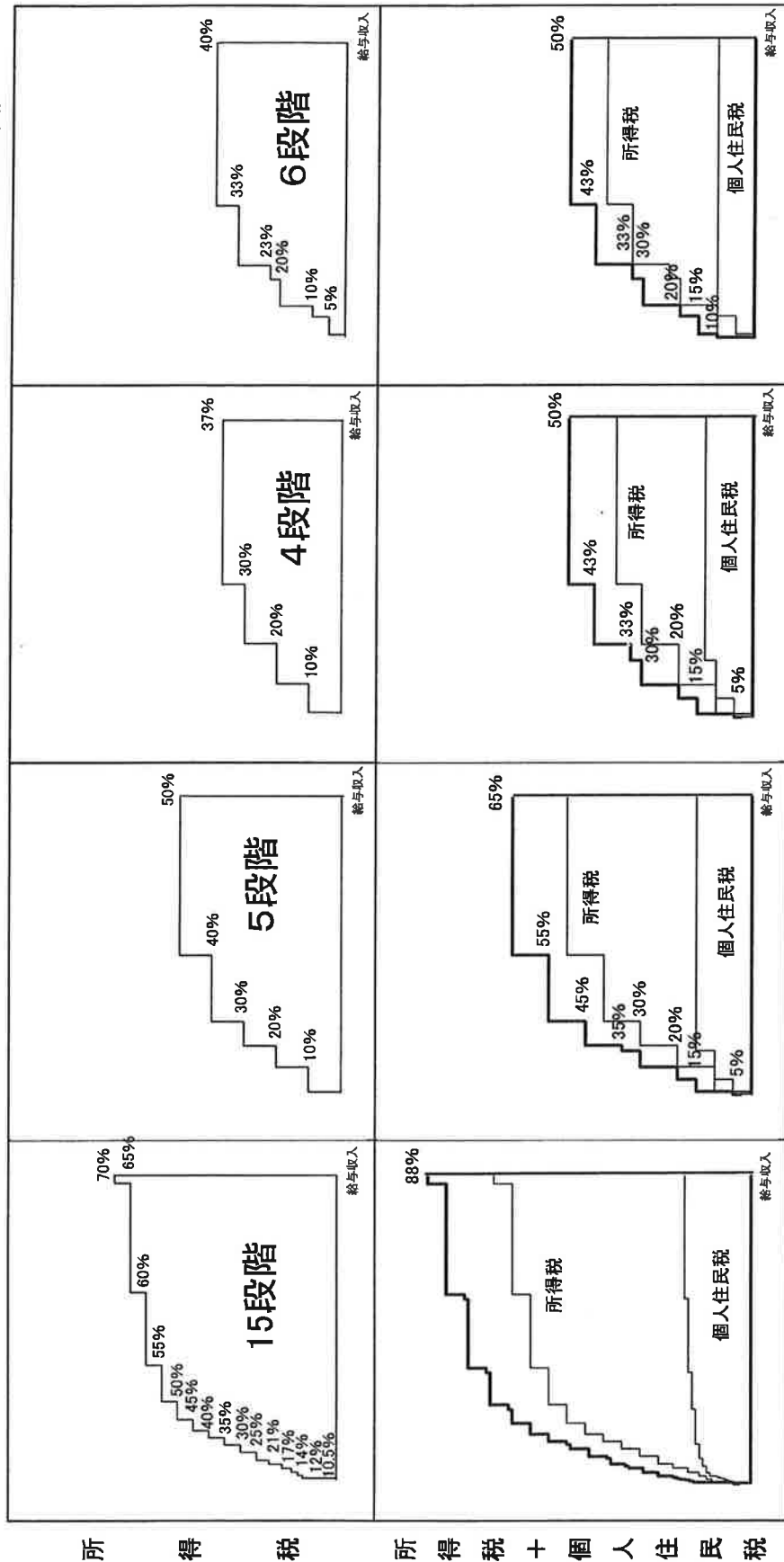
○ 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。

現行(税源移譲後)

平成18年分(平成18年度分)

平成6年分(平成6年度分)

昭和61年分(昭和62年度分)



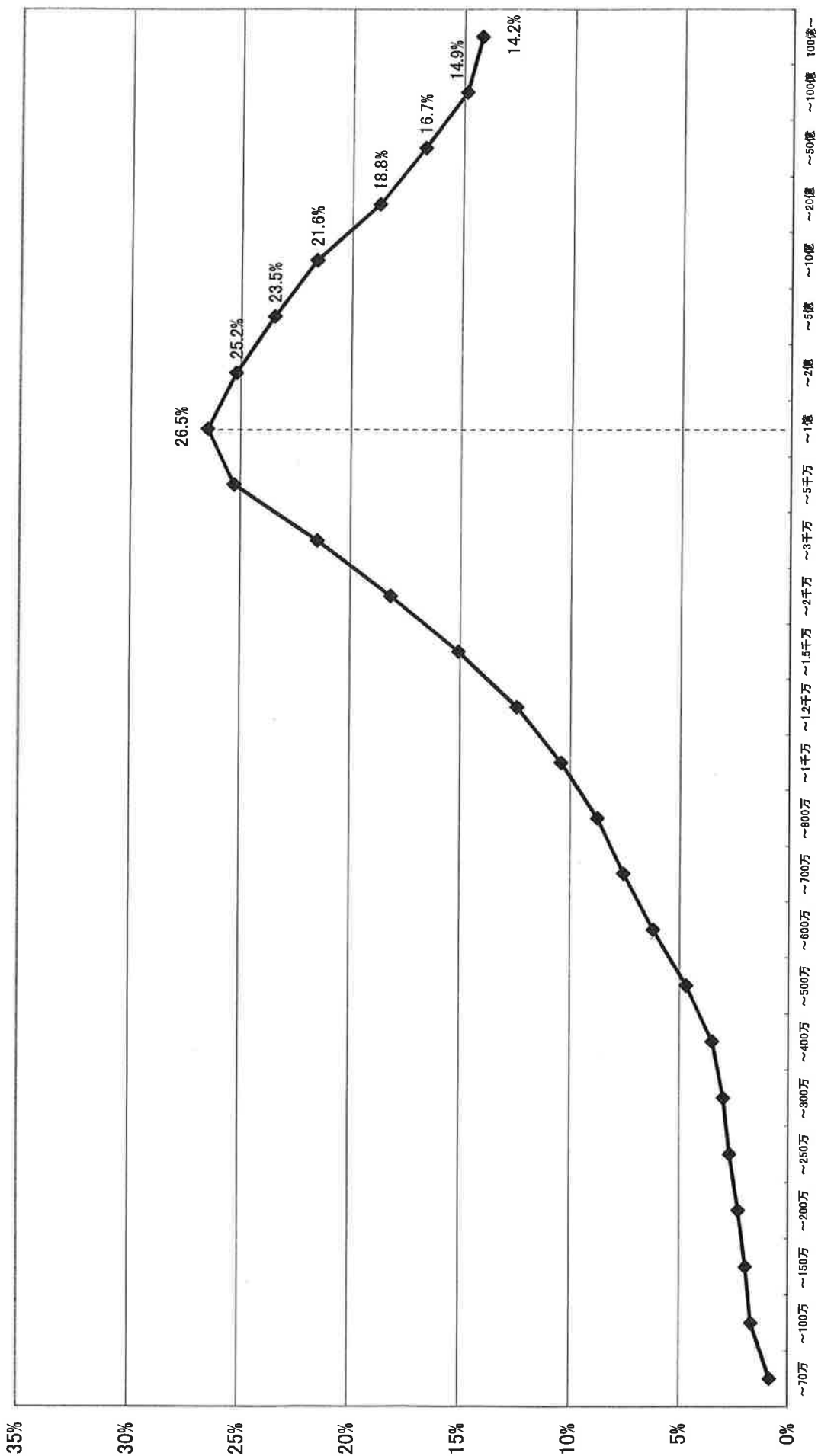
所得 税

所得 税 + 個人 住民 税

申告納税者の所得税負担率（平成19年分）

資料2

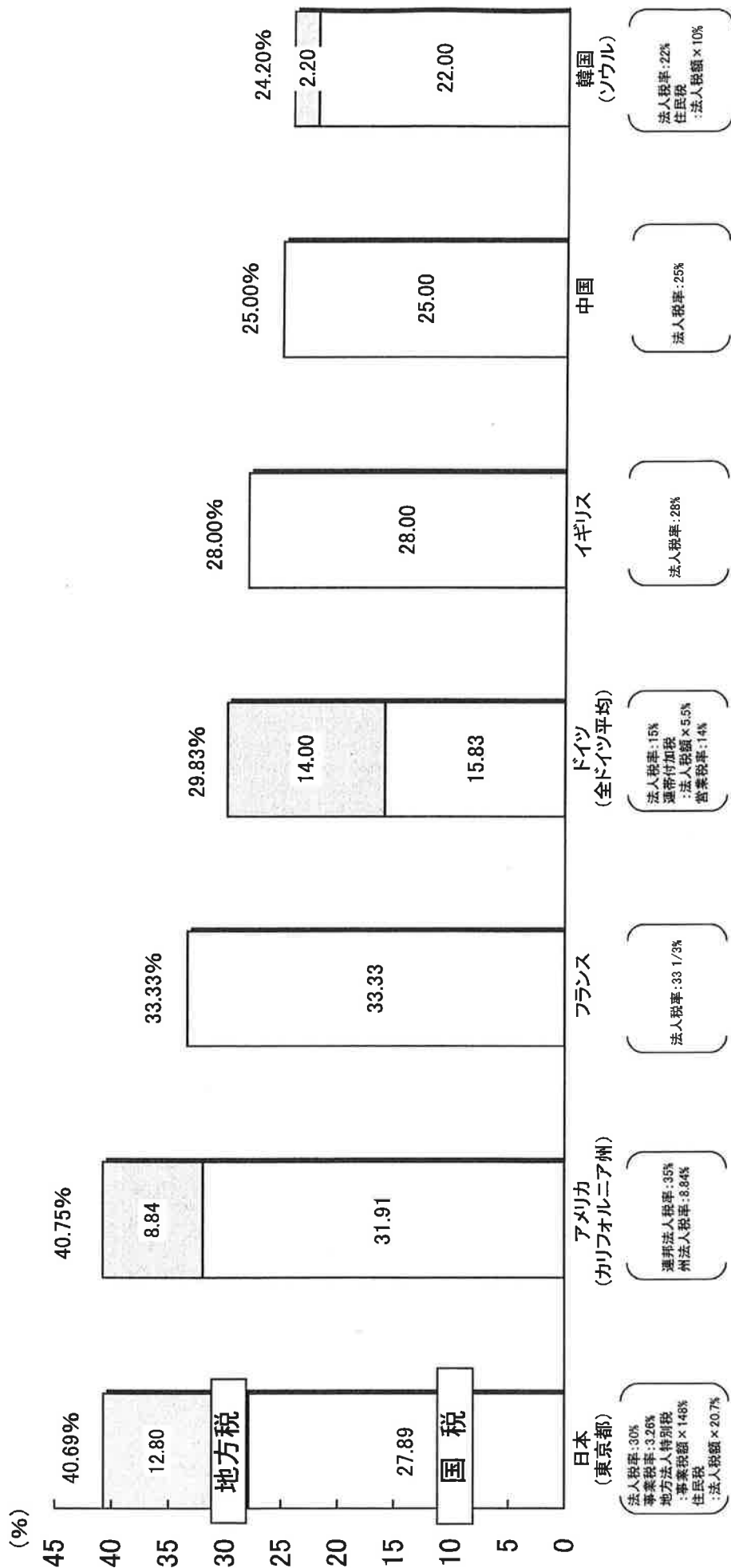
(負担率)



(備考) 国税庁「平成19年分申告所得標準調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。
 (注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
 また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

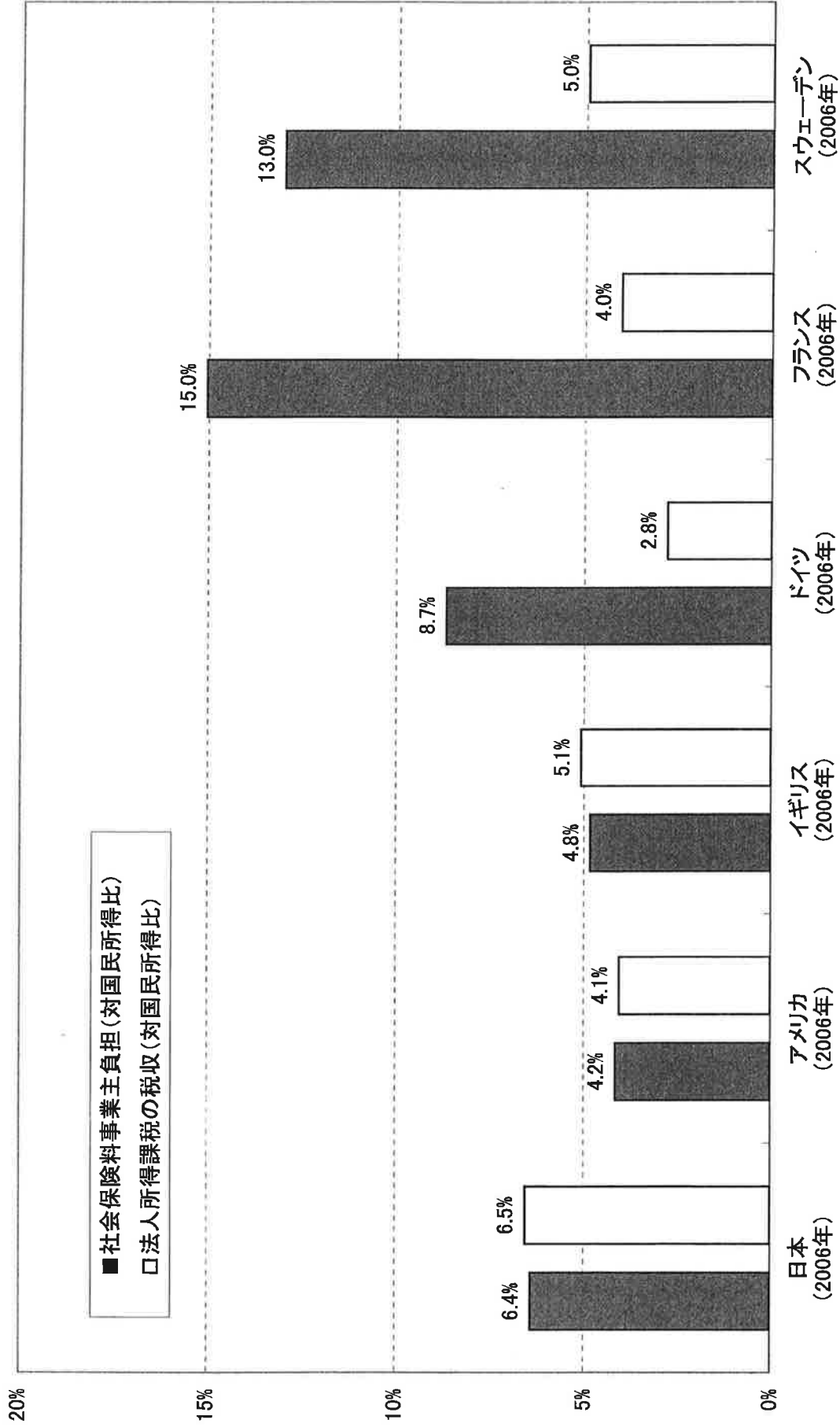
(2009年1月現在)

法人所得課税の実効税率の国際比較



(注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別課税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
 3. アメリカでは、州税に加え、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
 4. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)等が課される。
 5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に従い、賦課率400% (2007年の全ドイツ平均値) に基づいた場合の計数を表示している。
 6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 7. 韓国の住民税においては、上記の所得割のほかに資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

社会保険料事業主負担及び法人所得課税の国際比較(対国民所得比)



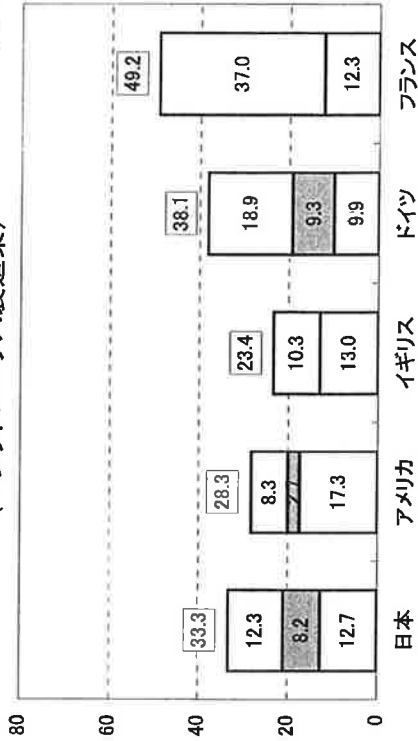
(注) 社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。
 (出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2007" 及び同 "National Accounts 1995-2006"

法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査(平成18年3月)

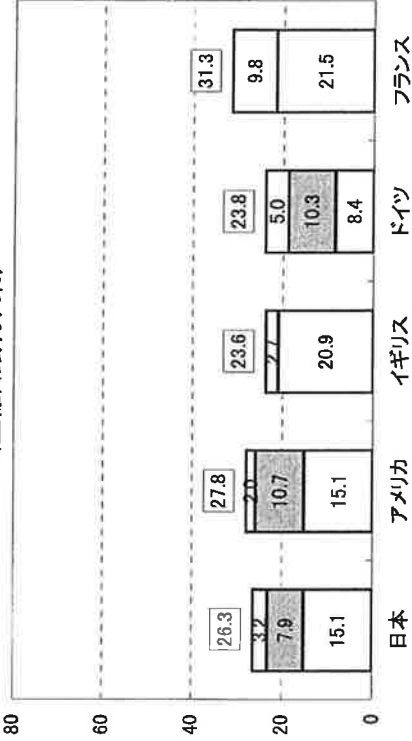
資料5

未定稿

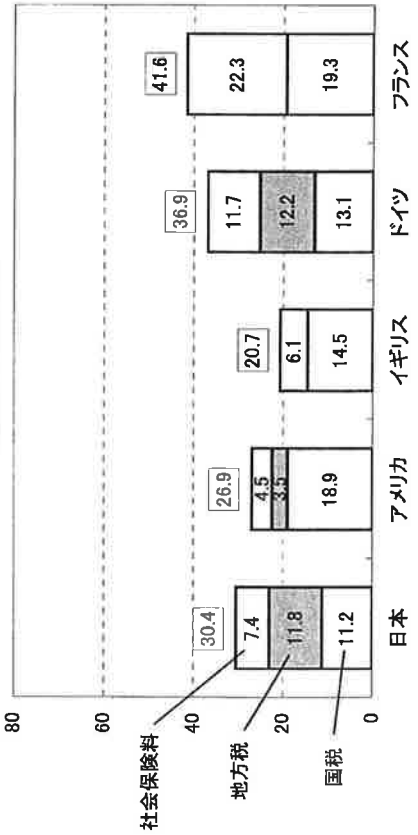
(エレクトロニクス製造業)



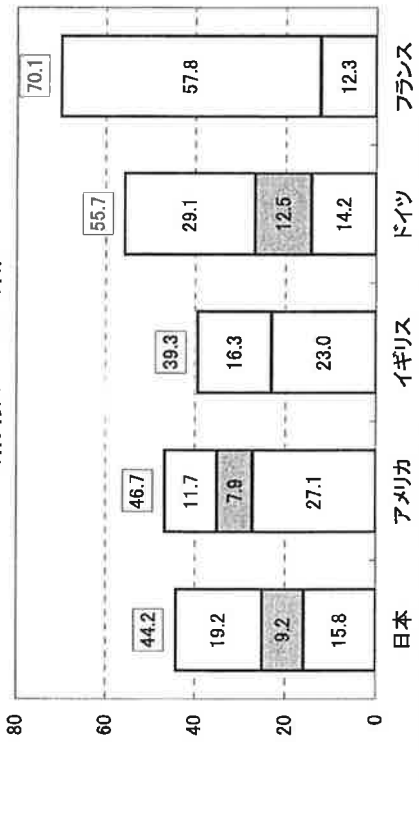
(金融(銀行)業)



(自動車製造業)



(情報サービス業)



※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
- 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保険負担の[税引前当期利益+社会保険負担](総売上から社会保険負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したものである。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテキサス州、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- ニア州(情報サービス業)、カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 各業種における我が国の売上上位4~5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
- 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りのみなせるとは先送りしないこととする。
- 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

* 前提条件の置き方によって負担は変わらうため、試算結果についてはある程度は解釈する必要がある。

最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移

資料6

